

# 次世代育成支援対策推進法および女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

中国芝浦電子株式会社

当社は、性別に関わらず全ての従業員がその能力を発揮でき、また仕事と家庭の両立を図るため必要な環境整備を行うことによって、安心して働ける職場環境の確立を目指して以下の行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和6年6月21日から令和11年6月20日までの5年間

## 2. 内容

2-1 育児休業制度等の周知および改正時の再周知、および男性の子育て休暇に対する相談体制を充実させること等により将来的に「育児休業取得率100%」および「1ヶ月以上の育児休業取得」を目指す

- ・(令和6年7月～および改正時速やかに) 育児休業制度等の周知および改正時の再周知
- ・(令和6年7月～) 男性の子育て休暇に対する相談体制を充実

2-2 所定外労働の削減のための措置の実施

- ・(令和6年7月～) 管理職への所定外労働時間削減に関する研修等を実施し、体制を整備する
- ・(令和7年4月～) 業務の改善活動を行うことにより、業務量の低減を図る
- ・(令和6年10月～) その他所定外労働時間削減環境向上のため必要な対応を行う

2-3 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ・(令和7年4月～) 代替人員の確保等を行い、年次有給休暇取得しやすい環境を整備する
- ・(令和8年4月～) 業務内容の見直し、システム導入等により業務の効率化を図り、年次有給休暇を所得しやすい業務内容とする
- ・(随時) その他年次有給休暇取得促進環境向上のため必要な対応を行う

2-4 営業職・技術職での女性の新規採用人数を2名以上とする

- ・(令和6年7月～) 現状の問題点を整理する
- ・(令和6年10月～) 女性を対象とした会社説明会へ参加する
- ・(令和7年4月～) 女性に対するインターシップや会社説明会の機会を設ける

以上